

第 1 3 号議案

足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例を廃止
する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例を廃止
する条例

足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例（昭和 4 0
年足立区条例第 4 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 5
項の規定は、平成 3 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の足立区立母子生活支援
施設の設置および管理に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）
に規定する母子生活支援施設の指定管理者であったものに係る廃止前
の条例第 1 6 条の規定による管理運営の評価については、なお従前の
例による。

（足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部改正）

- 3 足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 1 7 年足立区条
例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号ま
でを 1 号ずつ繰り上げる。

（足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例の一部改正）

- 4 足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例（平成 2 7 年足立区条

例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例」を「足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例(平成31年足立区条例第 号)による廃止前の足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例」に改める。

5 足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1号中「第7号」を「第6号」に改め、同条第2号中「第8号」を「第7号」に改める。

(提案理由)

足立区立母子生活支援施設を廃止する必要があるため、この条例案を提出いたします。